

建設緑政局補償審査委員会設置要領

(目的)

第1条 建設緑政局の公共施設の設置及びその工事（以下「事業」という。）に伴い第三者に及ぼした損害に対する費用負担及び補償工事（以下「補償」という。）について、「川崎市建設緑政局の事業の施行に伴う事業損失補償事務処理要綱」（以下「要綱」という。）第16条第2項に基づき、建設緑政局補償審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、事業に起因して第三者に及ぼした損害に対する補償について、次の各号に定める事項を審議するものとする。

- (1) 事業と損害の因果関係を明らかにすること
- (2) 川崎市と工事請負者等の責任分担の範囲を判定すること
- (3) 適切な補償内容を決定すること
- (4) 他に負担すべき者の有無を決定すること

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、建設緑政局長をもって充てる。

2 副委員長は、道路河川管理部長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 総務部長
- (2) 緑政部長
- (3) 道路河川整備部長
- (4) 庶務課長
- (5) 技術監理課長
- (6) 道路整備課長

(議事)

第6条 委員会は、必要に応じて、委員長が召集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

3 委員長が必要があると認めたときは、委員会の会議に関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができるものとする。

4 議事は、出席委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、委員長が決定する。

(事案の付議)

第7条 委員会に付議したい事案のある者は、その審議資料を第10条に規定する事務局へ提出し、委員会の開催を要請することができる。(様式第1号)

(帳票の様式)

第8条 前条の審議資料は、以下とする。

- (1) 補償審査委員会議案書(様式第2号)
- (2) 事業損失調書(様式第3号)
- (3) 各議案に応じて、要綱に則り、作成した資料

(報告)

第9条 補償の概算金額が250万円以下の事案については、第2条の規定にかかわらず、要綱第16条第1項ただし書の規定に基づき、道路河川管理部長との協議により、所管する担当部長が第2条各号の事項を決定することができるものとする。

2 前項に基づき処理した事案は、必要に応じて委員会に報告するものとする。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、道路河川管理部用地調整課に置く。

附則(平成19年11月22日19川建用1第336号)

(施行日)

1 この要領は、平成19年11月22日から施行する。

附則(平成20年4月1日20川建用第32号)

(施行日)

1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則(平成22年3月31日21川建庶第1839号)

(施行日)

1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則(令和5年3月28日4川建公第885号)

(施行日)

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則(令和7年3月26日6川建用第280号)

(施行日)

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。